

くらしのちえ

発行 東京都台東区東上野4-5-6 台東区役所区民部くらしの相談課 TEL03(5246)1144

20歳になれば、契約責任を負わなければなりません! ～契約トラブルに、気を付けましょう～

全国の消費生活センターに寄せられた相談を見ると、未成年者取り消しができなくなる20歳過ぎの若者(20歳～22歳)の相談件数は、18歳～19歳の未成年者と比べて多くなっています。内容ではサイドビジネスやマルチ取引、エステティックに関する相談が上位になるという特徴がみられます。

そもそも、契約ってなんでしょう?

お金を支払って、商品を購入したりサービスを受ける行為です。

※「売ります」「買います」と双方で約束した時点で、契約は成立します。

※口約束であっても、原則として契約は成立するので、契約書や押印の必要がない契約(店頭での契約など)もあります。

※誰と、どんな条件で、何を契約するかは、売る人と買う人の間で自由に決められます。

※契約が成立したら、原則として、片方から一方的にやめることはできません。



契約する前に、

- 本当に必要な契約なのか
- 契約前に他店と比較検討するなど、情報収集したか
- 契約内容は、理解できているか
- 代金を無理なく支払うことはできるか
- 契約書や規約は十分に確認したか

すべてをチェックしましょう!

「今年こそ、薄着になる前に、つるっとしたきれいな肌になりたい」と思っている二人ですが、トラブルなく契約できるでしょうか。次のページで、見てみましょう。

次ページへ

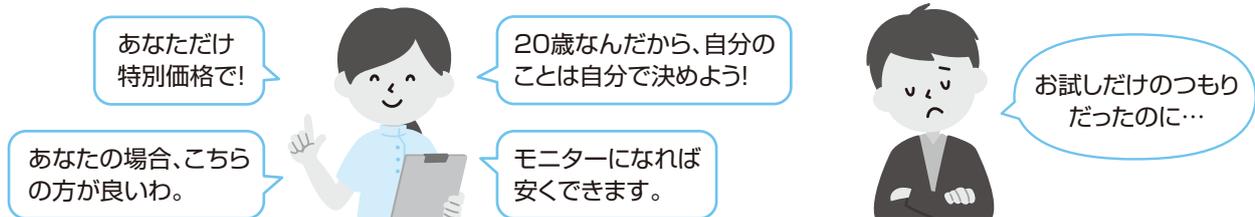


メンズエステのお試しを受けに行ってみたら…

メンズエステのSNS広告で、「今なら500円でお好きな箇所一つを脱毛体験できる」と書いてあった。予約してエステ店に行き、とりあえず腕の脱毛をしてもらった。終了後、カウンセリングを受けることになった。腕の脱毛だけではなく顔の髭など他の部位の脱毛も一緒に契約するとモニター価格が適用され、20万円で契約できると言われた。「お金がない」というと、「クレジットカードでリボ払いにすればよい」と言われ1年間の契約をしてしまった。500円のお試しのつもりが20万円の契約になってしまい不安だ。

●ちょっと待った! 本当に希望していた契約ですか?

- ・自分にとって本当に必要な契約か、支払いができるのかを冷静に考えましょう。
 - ・契約内容(支払い総額・期間・施術内容)は理解できていますか?
- 不要な契約・思っていたものと違う契約は、「きっぱり!」「はっきり!」断りましょう。



●ちょっと待った! クレジットカードの利用は、慎重に!

- ・クレジットカードの利用は、クレジットカード会社に代金を立替てもらい、借金している状態です。
- ・リボ払いとは、「毎月〇万円」などと一定の金額を支払う方法です。

※メリット……支払いの計画が立てやすい。

※デメリット…複数の買い物をした時、「どの商品をどれだけ支払ったのか」が分かりにくい。安易に利用すると長期間にわたって高額な手数料(およそ年率15%)を支払うことになる。(現在の銀行定期預金の金利と比べてみてください)

※カードを作る時は、リボ専用カードになっていないか確認しましょう。



●ちょっと待った! こんな法律もありますよ。

期間が1か月を超え、金額が5万円を超えるエステの契約は、特定商取引法の特定継続的役務提供として規制を受けます。

契約書面を受け取ってから8日以内……クーリング・オフができます。

施術を受けていても支払う必要はありません。

契約書面を受け取ってから9日以上経過…中途解約できます。ただし事業者は法律で定められた額を上限として、解約料を請求できます。

詳しくは消費生活センターにお問い合わせください。

エステに通う時間がないし、手軽に脱毛しようと思ったが…

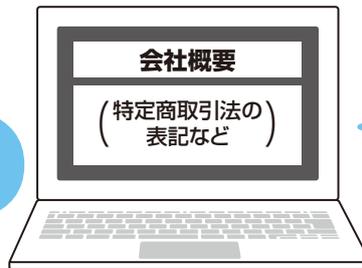
ネットで調べていたら、口コミで評価が高い家庭用レーザー脱毛器を見つけた。価格比較サイトでは7万円が最安値だったが、調べているうちに3万円で売っているショップを見つけた。「在庫はあと3個」となっていたので、慌てて申し込んだところ「代金を振り込めば、すぐに発送する」とメールがあり振込んだ。しかし、いくら待っても商品が届かない。

●ちょっと待った! 申し込む前にチェックしましたか?

サイズ・機能・型番
送料など

返品ルール
支払条件

会社所在地
電話番号



チェックしたら
必ずプリントしたり、
スクリーンショットを
撮りましょう。

通信販売は、広告に記載された条件に沿った取引となります。
わからない点・気になる点は申し込み前に問い合わせましょう。

●ちょっと待った! 前払いには十分注意しましょう。

- ・商品が届かないなどのトラブルを避けるため、現金での前払いはできるだけ避けましょう。
- ・広告では、「カード払いができる」となっていたのに、申し込み時に「カード払いの選択ができない」場合や、メールなどで「個人口座」に振込を指示される場合は、詐欺の可能性があります。

警報

!こんな架空請求のトラブル発生中!



ビックリして
電話すると…

コンビニから電話して。

コンビニからこの番号を
使って支払うように。

電子マネーのIDを教えて。



こんなメッセージは、詐欺の可能性があります。

コンビニ端末での操作は、不審な口座への入金手続きと思われる。また、電子マネーを購入し、IDを教えるようにという詐欺の手口もあります。身に覚えのない利用料金についてSMSが届いても、無視しましょう。

困ったな?と思ったら

トラブル解決には、早期の相談が何より重要です。
契約書面などを手元において、消費生活センターにご相談ください。



小・中学生消費者啓発のための標語コンクール 優秀賞作品の発表

区内の小学生(4年生以上)・中学生を対象に消費者啓発のための標語を募集し、小中学生合わせて516名から応募をいただきました。

10月13日、14日に開催した「台東区消費生活展」や区ホームページにおける投票の結果、下記の6作品が優秀賞に決定しました。

おめでとうございます



優秀賞作品

安くても あまっている物
買わないよ

上野小学校4年
柿沼 春帆さん

電気けし ままといっしょに
星さがす

東泉小学校4年
平原 美和さん

おこづかい 裏で頑張る
母の汗

御徒町台東中学校1年
今井 優花さん

その電話 ほんとに本人?
考えて

御徒町台東中学校1年
滝口 粋さん

買う前に 5秒確認
「それ必要?」

御徒町台東中学校2年
望月 麻央さん

助けてと 地球の声が
聞こえるよ

駒形中学校2年
水口 一博さん

たくさんのご応募ありがとうございました。

台東区消費生活センター

相談専用電話 **(03)5246-1133**

受付時間 月～金 午前9時～午後4時まで

受付場所 台東区役所9階 ⑦番窓口

- 電話または来所による相談です。
- 台東区在住、在勤、在学の方が対象です。
- 相談は無料です。
- 秘密厳守ですので、安心してご相談ください。



トラブルにあった時は、
早めに消費生活センターへ
ご相談下さい。



「クレジット・サラ金相談」も
常時開設しています。
多重債務で困っている方は、
ぜひご相談ください。